

我孫子市委託事務事業の執行の適正化に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の事務事業を委託により執行するに際し、委託の基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、委託事務事業の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「委託」とは、市がその事務事業の処理を相手方にゆだねるもので、契約当事者間の信頼関係を重要な要素とし、相手方の責任において当該事務事業の処理を行わせるものをいい、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14の規定によるものを除く。

(一般的基準)

第3条 事務事業を委託により執行するための一般的基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法令に適合していること。
- (2) 公共性が損なわれないものであること。
- (3) 行政責任が確保できること。
- (4) 市民サービスが確保できること。
- (5) 経済性が期待できるものであること。

(事務事業の委託の種類)

第4条 委託により執行する事務事業を別表の種類に区分して取り扱うものとする。

(種類別の基準)

第5条 事務事業を委託により執行することの適否を判断する基準は、第3条の規定によるもののほか、別表に掲げるとおりとする。

(種類別の留意点)

第6条 事務事業を委託により執行するに当たっては、当該事務事業の種類ごとにそれぞれ別表に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(請負契約との区分)

第7条 事務事業目的、性質等から判断して、工事、製造その他の請負契約又は物品購入契約として処理すべきものは、それぞれの契約により執行するものとする。

(委託料の算定等)

第8条 委託料の決定に当たっては、我孫子財務規則（昭和62年規則第9号。以下「財務規則」という。）第126条、第127条及び第139条の規定によるものとする。ただし、財務規則第139条の規定において準用する財務規則第126条の2の規定は除くものとする。

（委託先の選定対象）

第9条 委託先は、公正の確保と処理の確実性の見地から知識、技術、信用、実績等の点での確性を有するものから選定する。

2 建築物の清掃業務委託に係る委託先は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する都道府県知事の登録を受けているものから選定する。ただし、臨時的若しくは軽微な清掃業務である場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（委託先の選定方法）

第10条 委託先の選定に当たっては、法第234条第2項の規定により、競争性及び公平性を確保して行わなければならない。

2 事務事業の内容が、次の各号の一に明らかに該当する場合にあつては、前項の規定にかかわらず随意契約によることができる。

- （1）当該事務の委託金額が少ないこと等により、競争による効果が乏しい場合
- （2）委託先の専門的知識、技術等の能力に大きく依存しているため、該当業者が少ない場合
- （3）委託の効果の測定が非常に困難であるため、信用、資力等において最も確実なものを選ぶ必要がある場合
- （4）委託する事務事業の性格上、委託先が限定され、競争の余地がない場合

（会計年度）

第11条 事務事業を委託するに当たっては、会計年度独立の原則に則した措置を講ずるものとする。

（同一委託先との継続契約）

第12条 同一の事務事業について、同一の委託先との間で委託契約を継続するときは、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

- （1）事務事業の内容が専門的であるため、代替可能な委託先が存在しないとき。
- （2）事務事業の連続するものであつて、継続することが客観的に必要であると認めるとき。
- （3）事務事業の性格上継続することが適切であると認めるとき。

（委託契約書の記載事項）

第13条 委託契約書の記載事項は、財務規則第141条第1項の規定によるものとする。

(委託の管理)

第14条 主管課は、事務事業を委託により執行する場合には、あらかじめ委託先から実施計画書を提出させるほか、実施過程においても中間報告書を徴する等、委託の執行を適正に管理しなければならない。

(委託の検査)

第15条 主管課は、委託により執行された事務事業が適正に履行されたかどうかを確認するため、必要な検査を行わなければならない。

2 検査は、契約書、仕様書、明細書その他関係書類に基づき、成果品の検収、現場の確認等の方法により、公正かつ的確に行わなければならない。

3 検査は、当該事務事業の類型ごとに、それぞれ別表に規定する留意点に注意して行わなければならない。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する委託契約について適用し、同日前に締結した委託契約については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第6条及び第15条関係）

類型		例示業務	類型別基準	留意事項
第1類型	定型的、臨時的、変則的業務で専門的スキルを活用するもの	清掃、警備、印刷、除草、害虫駆除、消毒、電算処理、機械・設備の保守点検、保安等	<p>ア 行政責任を確保し、市民サービスが低下しないもの</p> <p>イ 経済的、効率的に処理されるもの</p> <p>ウ 確実な処理が期待されるもの</p>	<p>ア 事務事業の仕様を明確にし、処理の確実性を確保すること。</p> <p>イ 秘密の保持に努めること。</p>
第2類型	調査研究、診断等の業務で高度の専門的知識又は技術を活用するものの	調査研究、診断、開発、相談業務、設計・監理、測量等	<p>ア 市の有する知識及び技術だけでは、目的を達成できないもの</p> <p>イ 委託する目的どおりの成果が期待できるもの</p>	<p>ア 事務事業の目的及び方針を明確にし、委託先に伝えること。</p> <p>イ できる限り委託先との共同体制をとり、職員に専門的知識及び技術の蓄積を図ること。</p>
第3類型	市民生活に密着した業務で市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指すもの	コミュニティー施設等の公の施設管理、市民文化・スポーツ事業、地域福祉活動等	<p>ア 市民意識、地域連帯の高揚に役立つもの</p> <p>イ 地域福祉の向上に役立つもの</p> <p>ウ 適切な委託先があるもの</p>	<p>委託先の自主性を尊重するとともに、公平な市民サービスの確保に努めること。</p>